

相談室 Q&A

役員関係

Q 使用人兼務役員であっても、善管注意義務違反に問われるか

ある従業員が顧客情報を流出させ、当社の社会的信用を著しく失墜させる事態となりました。会社として各方面への謝罪や今後の方針等の公表を含めて対応中ですが、顧客からの責任追及の声は大きく、業績面でもかなりのダメージを受けそうです。こうした場合、取締役の責任として、使用人兼務役員も善管注意義務違反を問われることになるのでしょうか。

(東京都 B社)

A 取締役等の役員は会社法上、会社に対する善管注意義務を負うが、これは使用人としての業務を兼ねている場合も同様である

回答者 山岸 純 やまぎし じゅん 弁護士(AVANCE LEGAL GROUP LPC パートナー)

1. 役員の善管注意義務

[1] 善管注意義務とは

会社法上、株式会社の役員（会社法では、取締役、会計参与、監査役を「役員」といい、また会社法施行規則では、執行役、理事、監事なども「役員」としていますが、以下、本稿では主に「取締役」を指すこととします）は、会社から経営について委任を受けているとされており、その法律関係は、民法上の委任とされ、同法の規定が適用されます（会社法330条）。

ここで、民法644条は、「(受任者は) 善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」と定めており、この義務を「善管注意義務」としてしています。

さらに、会社法355条は、「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない」と定め、講学上、「忠実義務」とされています。

この「忠実義務」と上記の「善管注意義務」は同内容の義務であると解釈されていますが、「善管

注意義務」は、取締役がその職務の内容、会社の規模等に応じて必要な注意を尽くす義務、「忠実義務」は、取締役がその地位を利用して会社の利益を犠牲にしたり、自己または第三者の利益を図ったりしてはならない義務というように分けることもできます。

いずれにせよ、この「善管注意義務」は単なる従業員とは異なり、会社の経営に携わる者として、その会社の規模、業種等を前提に、取締役としての職務や地位に値するだけの高度な注意力が要求されます。

なお、この「善管注意義務」は、「自分自身」に対する善良な管理者としての注意義務だけではなく、他の取締役を監視することも当然に含まれます。具体的には、取締役は他の取締役を監視し、不適切な行為があれば取締役会を自ら招集して業務執行の適正化を図ることが求められており、さらに、この監視義務は、取締役会の議題として上奏された事項のみならず、会社の業務全般が範囲とされています。

もっとも、会社の業務は、会社の規模が大きくなるほど多岐にわたり複雑化するものですので、「業務全般」といっても、四六時中、不眠不休の監視を行うことまでは求められていません。「他の取締役による不当な業務執行」を察知していたにもかかわらずこれを放置したり、適切な注意をもらえばこれを察知できたのにそれを怠ったという場合に責任を負うことになります。

その意味では、代表取締役などは、いわゆる平取締役と比較し、より多くの情報（報告）に接することができるわけですから、監視義務の範囲も広がります。

[2]経営判断の原則

ところで、会社の業績は、取締役等の経営努力のほかにも、会社を取り巻く環境や景況、法令改正といった不可抗力的な要素によっても左右されます。

ここで、必要な注意を尽くす義務を怠ったといった「消極的なミス」ではなく、取締役が経営判断を誤ったために会社に損害が生じたといったような「積極的なミス」についても善管注意義務違反を問われるのが問題となります。

つまり、利益を追求すべくさまざまな努力を続けてきたが、ある経営判断がたまたま功を奏しなかった、“裏目”に出ってしまったといった場合にまで善管注意義務を課せられては、あたかも「結果責任」を負わせるに等しいこととなります。

このような不都合を避けるため、「取締役等による経営判断が、企業を経営する者に通常要求される能力を有する経営者の立場から鑑みて、明らかに不合理と認められない限り、取締役の責任は生じない」という理論が生み出されました。

これは、もともと英米法体系にいう「ビジネス・ジャッジメントルール」に由来するもので、例えば、東京地裁 平 8. 2. 8判決も「取締役は、法令・定款及び株主総会の決議に違反せず、会社に対する忠実義務に背かない限り、広い経営上の裁

量を有しており、判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがなく、意思決定の過程・内容が企業経営者として特に不合理・不適切なものといえない限り、義務違反とはならない」旨、判断するなどしてこのような考え方を認めています。

もっとも、「経営判断」は、その会社が属する業界における通常の経営者のレベルを基準に、合理的な根拠が必要となりますので、相応の高度な専門知識や能力が要求されることは言うまでもありません。

2. 使用人兼務役員の責任

ところで、「使用人兼務役員」とは、役員のうち、従業員としての身分を有し、かつ従業員として職務に従事している者を指します。

例えば、「取締役営業部長」「取締役総務部長」といったように、「取締役」としての肩書のほか、その会社の職制上の肩書を合わせ持つ者が該当します。

ただし、会社法上、代表取締役、代表執行役、委員会設置会社の取締役などは、このような「使用人」を兼ねることができないとされています。

そして、この「使用人兼務役員」は、取締役としての義務や責任という点では、通常取締役とまったく変わりません。すなわち、「使用人兼務役員」も会社に対し「善管注意義務」および「忠実義務」を負うことになり、これらの義務は「使用人」であることを理由に軽減されることはありません。

なお、「使用人」、すなわち従業員は「労働契約上の義務として就業時間中は職務に専念すべき義務」を負っているとされている（グレイワールドワイド事件 東京地裁 平15. 9.22判決等。取締役は、会社と同じ種類の営業を行ってはならないという「競業避止義務」のみ）ので、この「職務専念義務」が付加される分、「使用人兼務役員」のほうが責任が加重されていると考えることもできます。